

令和7年2月12日
九州地方整備局
佐賀河川事務所

記者発表資料

令和7年度 災害時協力会社の公募について ～災害への迅速かつ的確な対応のため～

国土交通省佐賀河川事務所では、災害時等における「迅速な被災状況の把握、円滑で的確な対応」を強化するため、事前に建設業等関係者の皆様との協力体制の構築を図ります。

つきましては、協力体制を構築するにあたり、一定の参加資格を有する建設業等関係者を広く公募します。

1. 公募期間

令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）

2. 公募内容

I. 災害時等の佐賀導水路区間における巡視、応急対策工事等（工事）

出水時及び災害時の巡視、応急対策工事の施工

災害対策用機器の運搬・運転

排水ポンプ車の運搬・運転等

II. 災害時等の嘉瀬川ダム区間における巡視、応急対策工事等（工事）

出水時及び災害時の巡視、応急対策工事の施工

災害対策用機器の運搬・運転

排水ポンプ車の運搬・運転等

III. 災害時等の嘉瀬川出張所、城原川出張所（城原川ダム区間含む）における巡視、応急対策工事等（工事）

出水時及び災害時の巡視、応急対策工事の施工

災害対策用機器の運搬・運転

排水ポンプ車の運搬・運転等

IV. 機械設備の災害時等応急対策業務及び災害対策用機械機器等の災害対策等
応急対応（機械）

災害時における機械設備の故障・不具合時の対応等

揚排水ポンプ設備、水門設備（水門、ダム用水門、樋門樋管）

災害対策用機械機器等の運搬及び運転並びに設置・撤去

V. 災害時等応急対策工事（光ケーブル）（電気通信）

光ケーブルの災害時における応急対策工事

VI. 災害時の応急対策（コンサルタント業務）

測量、設計・地質調査、空中写真測量、人工衛星撮影・解析

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

技術副所長 原 和久

事業対策官 遠山 修平

TEL：0952-41-8801

FAX：0952-41-8802

I. 災害時等の佐賀導水路区間の巡視、応急対策工事等（工事）

1) 目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する佐賀導水路区間において、出水に伴う佐賀導水路施設の運転を実施する際の施設の監視又は巡視を行う他、佐賀導水路区間、関連施設において大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、施設の確実な運用、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

2) 公募の内容

(1) 協定予定者数

- ①巨勢川調整池～嘉瀬川吐出口（導水管）、調整池及び各施設
- ②開水路、サイフォン（巨勢川サイフォン～中地江ポンプ場）
- ③城原川吐出口～上峰制水弁、馬場川・三本松川・井柳川ポンプ場
- ④上峰制水弁～寒水川、切通川ポンプ場
- ⑤寒水川～筑後川吐出口、筑後川吐出口付近、筑後川・通瀬川ポンプ場

5 社程度を予定

※参加資格要件等内容の詳細は公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

(2) 公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

- ①佐賀市兵庫南二丁目1番34号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所 3F 管理課内

- ②交付方法：手渡し又はその他の交付

手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

(3) 公募方法

- ①技術資料等説明書の交付期間

令和7年2月12日（水）～令和7年3月3日（月）

- ②技術資料提出期間

令和7年2月12日（水）～令和7年3月3日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

管理課長 福島 研一郎

係長 櫻井 正男

TEL：0952-41-8801

FAX：0952-41-8802

Ⅱ．災害時等の嘉瀬川ダム管内における巡視、応急対策工事等（工事）

１）目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する嘉瀬川ダムの河川区域又は河川区域外において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川及びダムの巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬・運転を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

２）公募の内容

１）協定予定者数

嘉瀬川ダム管理支所 ２社程度を予定

※参加資格要件等内容の詳細は公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

２）公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

①佐賀市兵庫南二丁目１番３４号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所

②交付方法：手渡し又はその他の交付

手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局（嘉瀬川ダム管理支所）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

３）公募方法

①技術資料等説明書の交付期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

②技術資料提出期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00 まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

嘉瀬川ダム管理支所

支所長 江下 晶彦

専門職 山口 芳文

T E L : 0 9 5 2 - 5 1 - 8 3 2 1

F A X : 0 9 5 2 - 5 1 - 8 3 2 3

Ⅲ．災害時等の嘉瀬川出張所管内の巡視、 応急対策工事等（工事）

1）目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する嘉瀬川出張所管内において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

2）公募の内容

（１）協定予定者数

- ①嘉瀬川左岸 1 k 3 0 0 ～ 7 k 8 0 0
- ②嘉瀬川右岸 1 k 4 4 0 ～ 7 k 8 0 0
- ③嘉瀬川左岸 7 k 8 0 0 ～ 1 4 k 5 8 0
- ④嘉瀬川右岸 7 k 8 0 0 ～ 1 3 k 2 0 0
祇園川左右岸
- ⑤嘉瀬川左岸 1 4 k 5 8 0 ～ 1 6 k 6 0 0
嘉瀬川右岸 1 3 k 2 0 0 ～ 1 6 k 6 0 0

5 社程度を予定

※参加資格要件等内容の詳細は公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

（２）公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

- ①佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所 3 F 管理課内

- ②交付方法：手渡し又はその他の交付

手渡し以外の F A X 又はメールでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

（３）公募方法

- ①技術資料等説明書の交付期間

令和 7 年 2 月 1 2 日（水）～令和 7 年 3 月 3 日（月）

- ②技術資料提出期間

令和 7 年 2 月 1 2 日（水）～令和 7 年 3 月 3 日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00 まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

管理課長 福島 研一郎

係員 高椋 大平

T E L : 0 9 5 2 - 4 1 - 8 8 0 1

F A X : 0 9 5 2 - 4 1 - 8 8 0 2

Ⅲ．災害時等の城原川出張所管内及び城原川ダム区間の巡視、 応急対策工事等（工事）

１）目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する城原川出張所管内及び城原川ダム区間において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

２）公募の内容

（１）協定予定者数

- ①城原川右岸、佐賀江川右岸
- ②城原川左岸、佐賀江川左岸
- ③田手川左右岸、城原川ダム区間

３社程度を予定

※参加資格要件等内容の詳細は公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

（２）公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

- ①佐賀市兵庫南二丁目１番３４号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所３Ｆ 管理課内

- ②交付方法：手渡し又はその他の交付

手渡し以外のＦＡＸ又はメールでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

（３）公募方法

- ①技術資料等説明書の交付期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

- ②技術資料提出期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、９：３０～１７：００まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

管理課長 福島 研一郎

係員 高椋 大平

ＴＥＬ：０９５２－４１－８８０１

ＦＡＸ：０９５２－４１－８８０２

Ⅳ. 機械設備の災害時等応急対策業務及び 災害対策用機械機器等の災害対策等応急対応（機械）

１）目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間又は直轄区間外において、災害時に機械設備に被害が生じた場合、又は災害対策用機械機器等の運搬及び運転並びに設置・撤去に係る作業を要請する場合に、迅速で適切な応急対策工事等が行えるよう、一定の参加資格を有する会社を広く公募し、令和７年度の協定を締結するものです。

２）公募の内容

１）公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

①佐賀市兵庫南二丁目１番３４号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所３Ｆ 管理課

②交付方法：メールでの交付を原則

メール以外のＦＡＸ又は手渡しでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

２）公募方法

①技術資料等説明書の交付期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

②技術資料提出期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

管理課長 福島 研一郎

専門官（機械） 橋住 伸一郎

TEL：０９５２－４１－８８０１

FAX：０９５２－４１－８８０２

V. 災害時等応急対策工事（光ケーブル）（電気通信）

1) 目的

国土交通省佐賀河川事務所の直轄管理区間及びその周辺に敷設している光ファイバケーブルに被害が生じた場合に、迅速で適切な応急対策工事が行えるよう、一定の参加資格を有する会社を広く公募し、令和７年度の協定を締結するものです。

2) 公募の内容

(1) 協定予定業者数

①佐賀河川事務所管内 ２社程度

※参加資格要件等内容の詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

(2) 公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

①佐賀市兵庫南二丁目１番３４号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所３Ｆ 管理課

②交付方法：メールでの交付を原則

メール以外のＦＡＸ又は手渡しでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

(3) 公募方法

①技術資料等説明書の交付期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

②技術資料提出期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00 まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

管理課長 福島 研一郎

専門官(電気) 山口 修一

TEL：０９５２－４１－８８０１

FAX：０９５２－４１－８８０２

Ⅵ. 災害時の応急対策（コンサルタント業務）

１）目的

国土交通省佐賀河川事務所が管理する区間（佐賀導水管理区間、嘉瀬川ダム管理区間、城原川ダム管理区間）等において発生した災害について被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のために災害等応急対策コンサルタント業務「測量」、「設計・地質調査」、「空中写真測量」、「人工衛星撮影・解析」を行うことを目的として一定の参加資格を有する会社を広く公募し、令和７年度の協定を締結するものです。

２）公募の内容

（１）予定企業数

佐賀河川事務所管内

「測量」：１０社程度
「設計・地質調査」：１０社程度
「航空写真撮影」：５社程度
「人工衛星撮影・解析」：２社程度

但し、公募する企業は「測量」については、佐賀県内に本店があることとし、「設計・地質調査」及び「空中写真測量」並びに「人工衛星撮影・解析」については、佐賀県、福岡県、長崎県内に本店又は支店等営業所があることとします。

※参加資格要件等内容の詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

（２）公告場所及び、技術資料等説明書の交付場所

①佐賀市兵庫南二丁目１番３４号

公告場所：佐賀河川事務所 掲示板

技術資料等説明書交付場所：佐賀河川事務所２Ｆ 工務課

②交付方法：メールでの交付を原則

メール以外のＦＡＸ又は手渡しでの交付を希望する際は、担当部局（工務課）へ電話を行い、交付方法の確認をお願いします。

※申請書の提出場所は、説明書の記述による。（各関係部署に提出）

◆公告は、本資料巻末にも記載しています。

（３）公募方法

①技術資料等説明書の交付期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

②技術資料提出期間

令和７年２月１２日（水）～令和７年３月３日（月）

※交付・提出ともに土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9:30～17:00まで。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

工務課長 杉山 茂明

TEL：０９５２－４１－８８０１

FAX：０９５２－４１－８８０２

公 告

佐賀河川事務所管内佐賀導水路区間における災害時等応急対策工事に関する 基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和7年 2月12日

国土交通省九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する佐賀導水路区間において、出水に伴う佐賀導水路施設の運転を実施する際の施設の監視又は巡視を行う他、佐賀導水路区間、関連施設において大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、施設の確実な運用、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は別図－1を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、佐賀河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した区間で提出された技術資料を評価し、協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、佐賀河川事務所において決定する。

なお、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、巡視の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされて

いる者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1）該当本店所在地

対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
佐賀導水路区間①～⑤	5社程度	佐賀市、小城市、鳥栖市、神埼市、 吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、 基山町

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

担当：管理課係長 櫻井 正男（内線344）

電話 0952-41-8801（代表）

FAX 0952-41-8802

E-mail sakurai-m8910@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所3F 管理課内
- ③ 交付方法 : 手渡し又はその他の交付
手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局(管理課)へ電話を行い、交付方法の確認を行うこと。

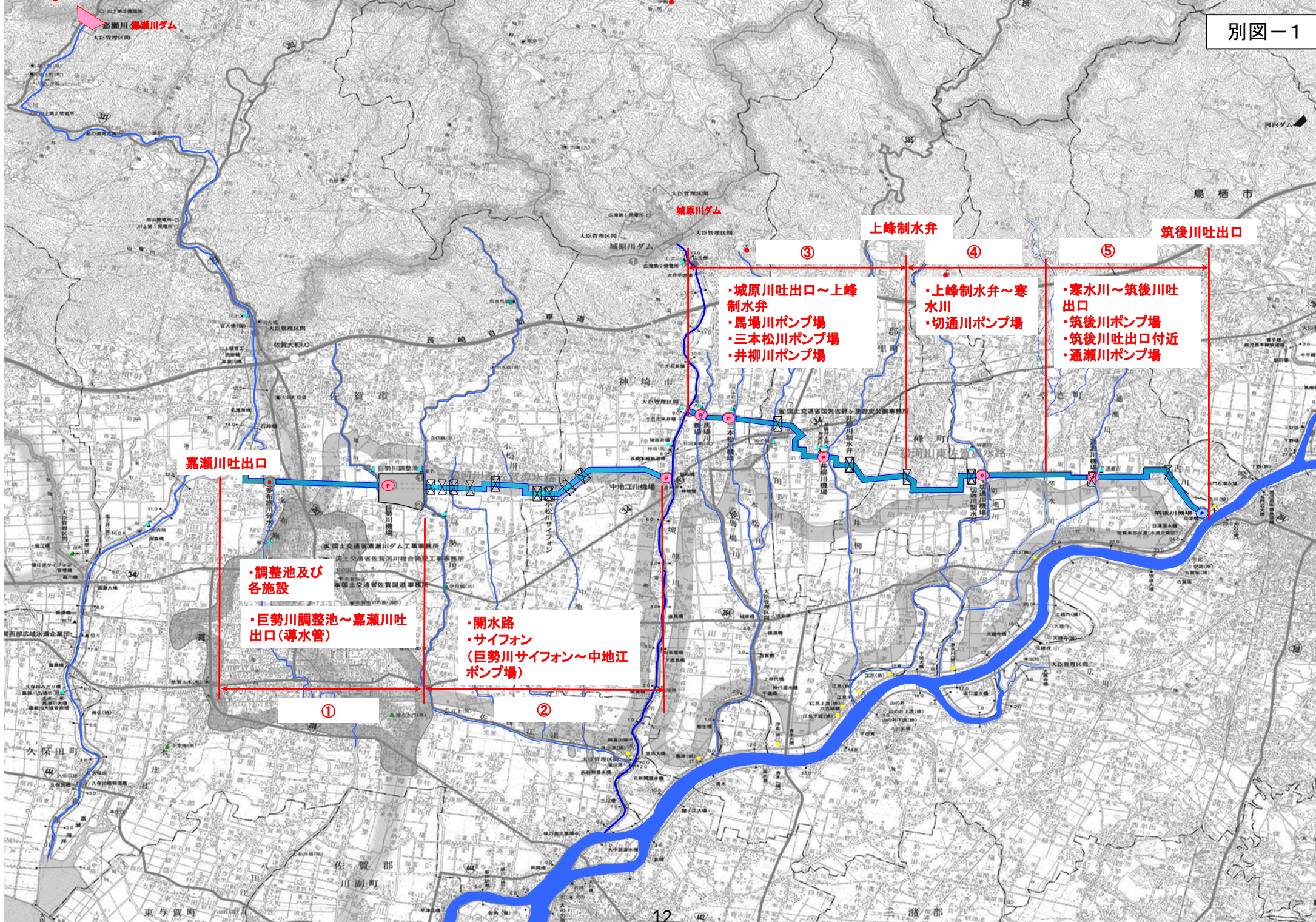
(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じとする
- ③ 提出方法 : 郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局(管理課)へ事前に連絡すること。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

佐賀導水路管内、別途公告の嘉瀬川、城原川、嘉瀬川ダム、城原川ダム区間については、重複した申請を認めるものとする。



公 告

佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 1 2 日

国土交通省九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する嘉瀬川ダムの河川区域または河川区域外において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川及びダムの巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬・運転を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は別図－1 を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、佐賀河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、提出された技術資料を評価し、協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、佐賀河川事務所において決定する。

なお、協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

但し、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、巡視の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)(以下「予決令」という。)第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7 ・ 8 年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7 ・ 8 年度一般土木工事に係る B 等級又は C 等級、D 等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされて

いる者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1）該当本店所在地

対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
嘉瀬川ダム－1～2	2社程度	佐賀市、小城市

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒840-0522 佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬1-1

国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所

担当：専門職 山口

電話 0952-51-8321（内線 6232）

FAX 0952-51-8323

E-mail yamaguchi-y8911@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒840-0522 佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬1-1
国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所

③ 交付方法：手渡し又はその他の交付
手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局（嘉瀬川ダム管理支所）へ電話を行い、交付方法の確認を行うこと。

（3）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記3.（1）に同じとする

③ 提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。

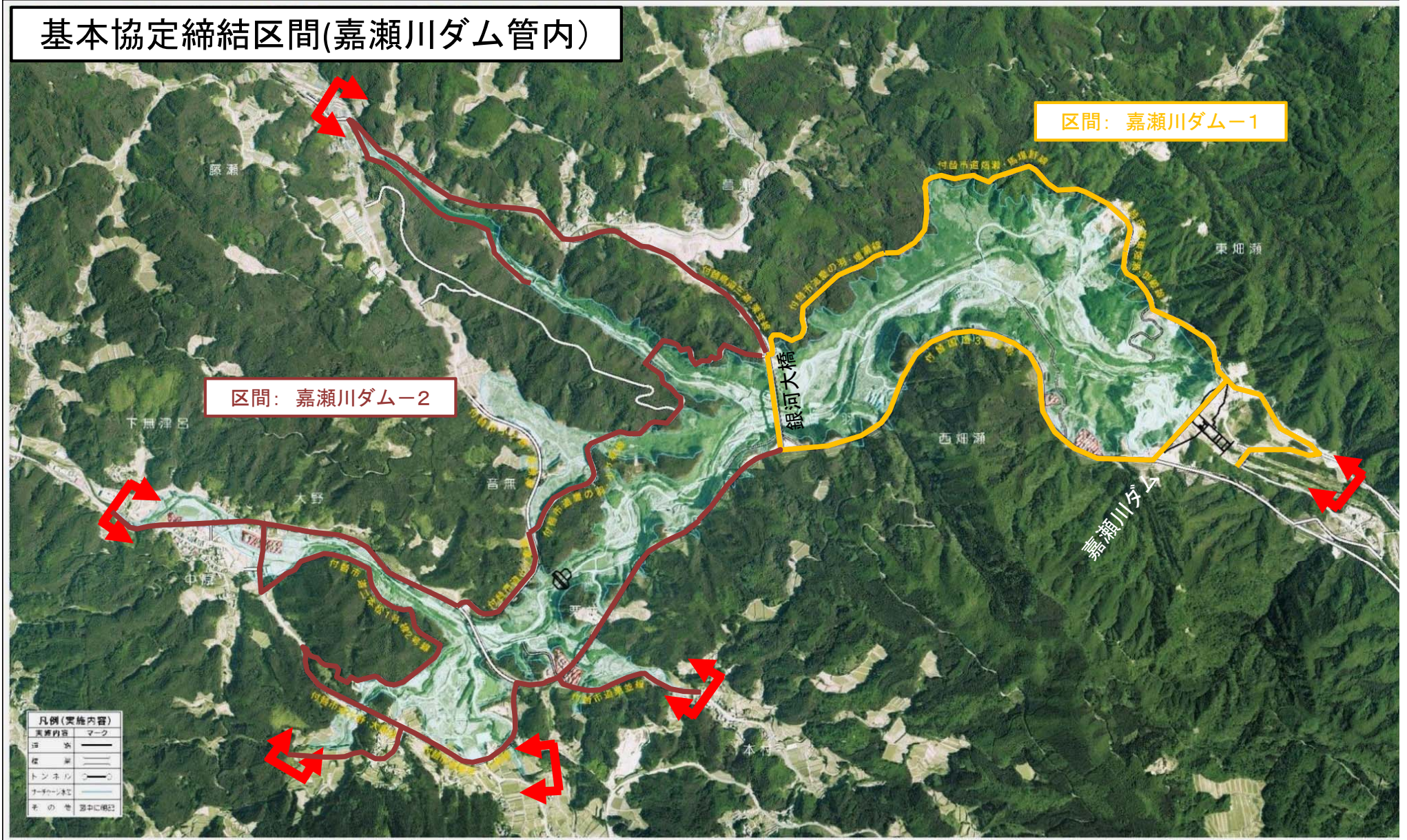
なお、持参する場合は、担当部局（嘉瀬川ダム管理支所）へ事前に連絡すること。

4 その他

（1）技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

嘉瀬川ダム管内、別途公告の嘉瀬川出張所管内、佐賀導水路管内、城原川出張所管内及び城原川ダム区間については、重複した申請を認めるものとする。

基本協定締結区間(嘉瀬川ダム管内)



公 告

佐賀河川事務所嘉瀬川出張所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結
次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 1 2 日

国土交通省九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する嘉瀬川出張所管内において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は別図－ 1 を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、佐賀河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した区間で提出された技術資料を評価し、協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、佐賀河川事務所において決定する。

なお、協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

但し、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、巡視の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)(以下「予決令」という。)第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7 ・ 8 年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7 ・ 8 年度一般土木工事に係る B 等級又は C 等級、D 等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされて

いる者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1）該当本店所在地

対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
嘉瀬川出張所管内①～⑤	5社程度	佐賀市、小城市

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

担当：管理係 高椋 大平（内線343）

電話 0952-41-8801（代表）

FAX 0952-41-8802

E-mail takamuku-t8910@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所3F 管理課内
- ③ 交付方法 : 手渡し又はその他の交付
手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局(管理課)へ電話を行い、交付方法の確認を行うこと。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

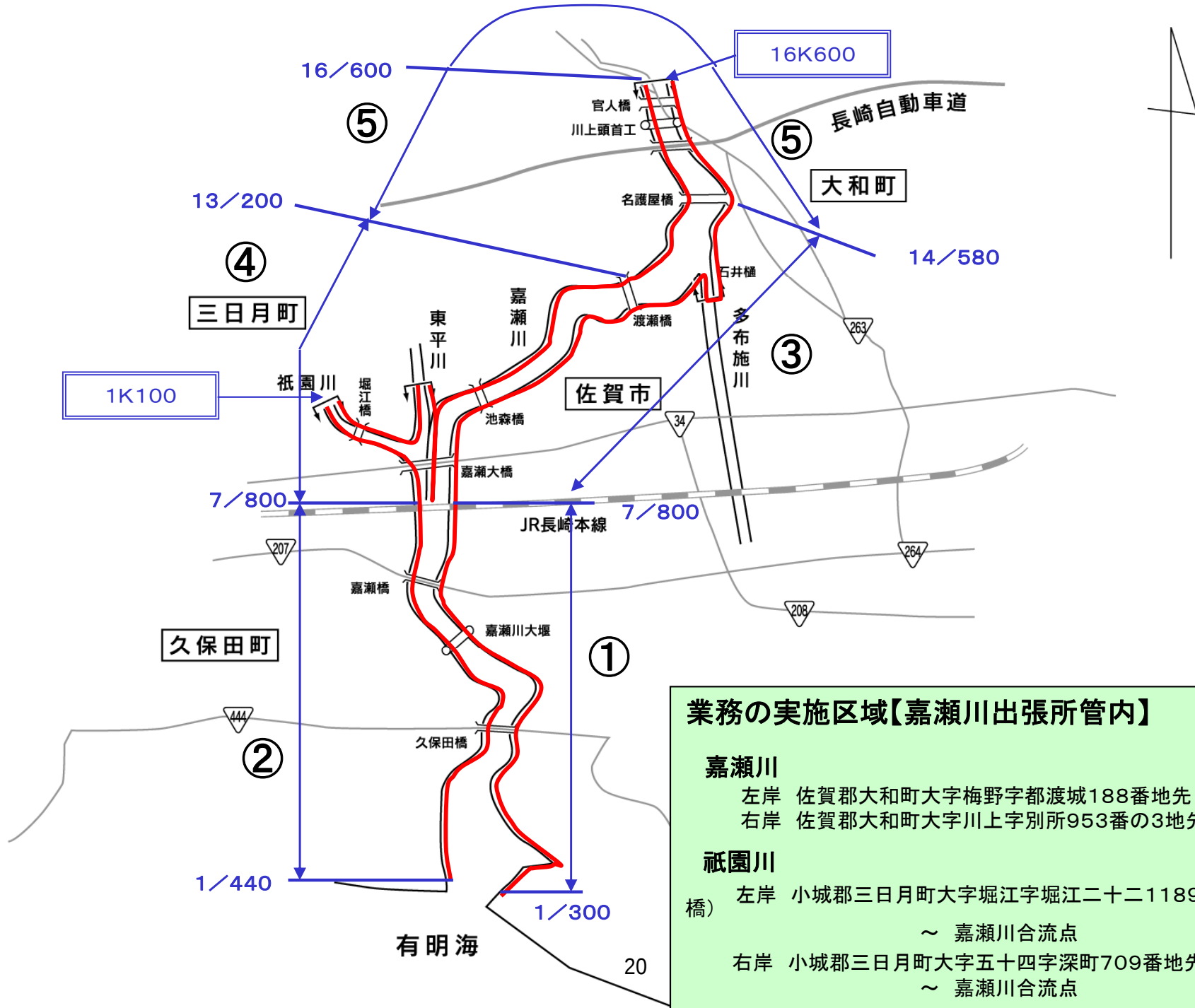
- ① 提出期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じとする
- ③ 提出方法 : 郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局(管理課)へ事前に連絡すること。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

嘉瀬川出張所管内、別途公告の佐賀導水路管内、嘉瀬川ダム管内、城原川出張所管内及び城原川ダム区間については、重複した申請を認めるものとする。

令和7年度佐賀河川事務所嘉瀬川出張所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定



公 告

佐賀河川事務所城原川出張所管内及び城原川ダム区間における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和7年 2月12日

国土交通省九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する城原川出張所管内及び城原川ダム区間において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬や作業等を想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は別図－1を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、佐賀河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した区間で提出された技術資料を評価し、協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、佐賀河川事務所において決定する。

なお、協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

但し、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、巡視の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

（3）会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1）該当本店所在地

対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
城原川出張所管内及び城原川ダム区間 ①～③	3社程度	佐賀市、小城市、鳥栖市、神埼市、 吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、 基山町

（5）経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

（6）協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

（1）担当部局

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

担当：管理係 高椋 大平（内線343）

電話 0952-41-8801（代表）

FAX 0952-41-8802

E-mail takamuku-t8910@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所3F 管理課内
- ③ 交付方法：手渡し又はその他の交付
手渡し以外の電子メールでの交付を希望する際は、担当部局（管理課）へ電話を行い、交付方法の確認を行うこと。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（1）に同じとする
- ③ 提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局（管理課）へ事前に連絡すること。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

城原川出張所管内及び城原川ダム区間、別途公告の佐賀導水路管内、嘉瀬川ダム管内、嘉瀬川出張所管内については、重複した申請を認めるものとする。

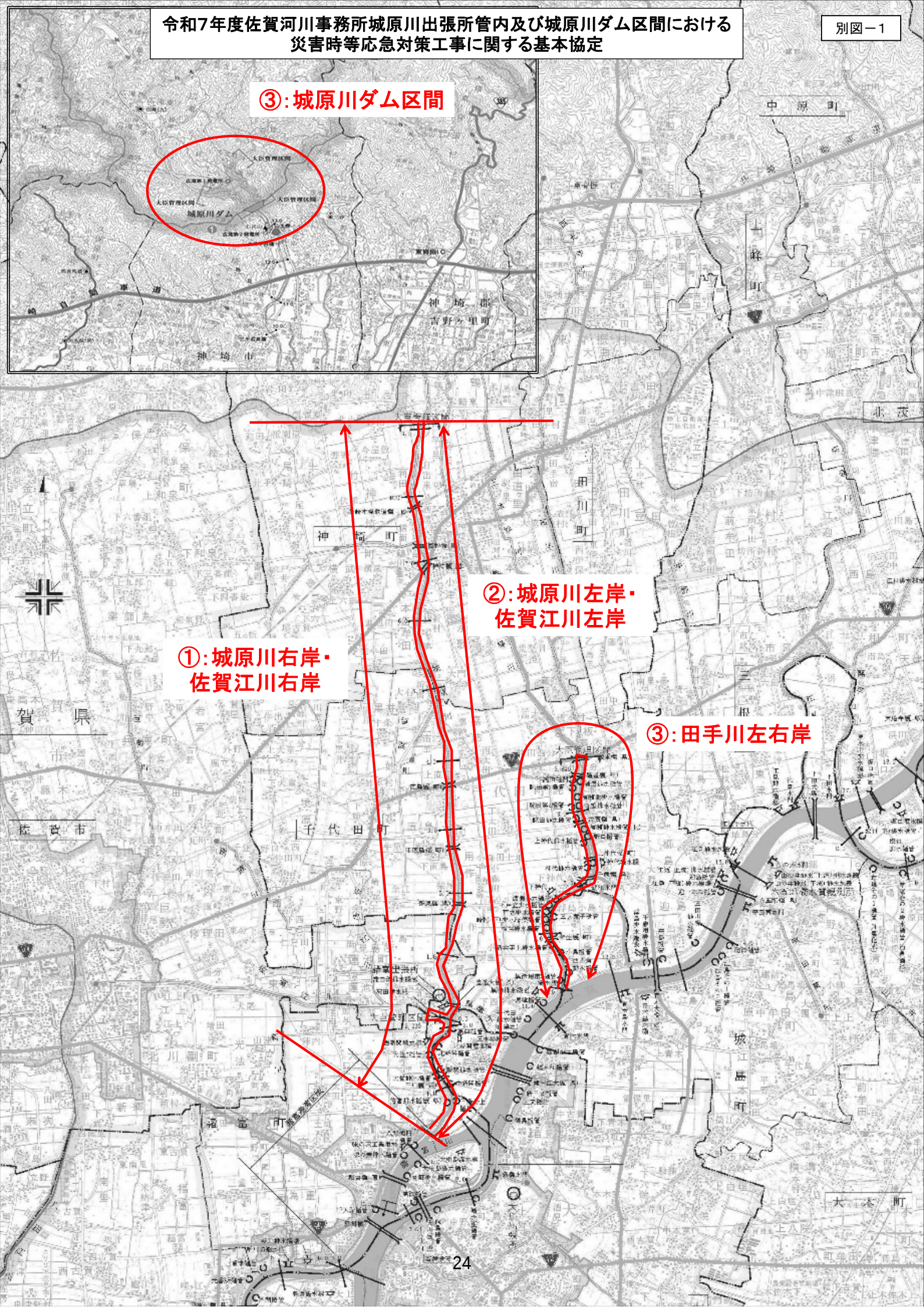
③:城原川ダム区間



②:城原川左岸・
佐賀江川左岸

①:城原川右岸・
佐賀江川右岸

③:田手川左右岸



公 告

佐賀河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務及び災害対策用機械機器等の災害対策等応急対応に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 1 2 日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間、又は直轄区間外において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に機械設備の点検、緊急的な対応が必要となることを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的としている。

(2) 基本協定区間及び対象設備等

基本協定締結区間は原則、佐賀河川事務所管内の次表に示す対象設備及び対象区間とする。
また、国土交通省が保有する災害対策用機械機器等も対象とする。
なお、直轄管理区間外での実施を要請する場合もある。

対象設備	対象区間
揚排水ポンプ設備 (制水弁設備を含む)	佐賀河川事務所が管理する佐賀導水路、筑後川水系 (田手川、佐賀江川、城原川) 及び嘉瀬川
水門設備 (堰・水門、ダム用水門、樋門 樋管等)	佐賀河川事務所が管理する佐賀導水路、筑後川水系 (田手川、佐賀江川、城原川)、嘉瀬川及び嘉瀬川ダム

(3) 協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

なお、協定の締結日は令和7年3月25日とする。

異動等により代表者が変更となった場合は後任者に引き継ぐものとする。

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時応急対策等の協定締結、又は活動の実績、又は有資格技術者、工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して行うものとする。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に対応を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに請負契約を締結する。また、対策等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

本協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務等を行わないことがあることを付記する。

- (6) 請負契約を行う協定締結業者は1。(4)による順位の高い者より順に要請を行う。

なお、順位については協定書締結の際に別表に示すものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度機械設備に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度機械設備に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、参加資格を令和7年4月1日時点において認定されていない者との協定は、協定締結の参加資格を有しない者として当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 九州地方整備局の管轄区域のうち、佐賀県、福岡県又は長崎県に建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格認定書に記載された本店、又は支店等営業所の住所による。)が存在すること。

- (5) 協定締結参加資格確認申請書、及び技術資料の提出期限の日までに九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2-1-34

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課

電話：0952-41-8801(代表)

FAX：0952-41-8802

担当者：専門官 橋住 伸一郎 (内線407)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年2月12日から令和7年3月3日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 交付場所 : 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2-1-34
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 3階 管理課
- ③ 交付方法 : メールでの交付を原則とするが、FAX又は手渡しによる交付も受け付けるため、(1) 担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和7年2月12日から令和7年3月3日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)とする。持参する場合は、担当部局(管理課)へ事前に連絡すること。
なお、担当部局へのメールによる提出も認めるものとする。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

佐賀河川事務所管内における災害時等応急対策工事 (光ケーブル) に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和7年2月12日

国土交通省九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本基本協定は、佐賀河川事務所の直轄管理区間及びその周辺において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材（電気通信関係資機材）、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法を定め、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定区間

基本協定対象区間は、下記のとおりとする。

協 定 対 象 区 間
佐賀河川事務所直轄管理区間及びその周辺

(3) 作業内容 主な作業内容は光ケーブルの災害復旧等

(4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の技術者、資機材保有状況及び工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結業者を選定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成１４年度法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を令和７年４月１日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね２時間以内に到着できる体制を確保できること。

（５）平成２２年度以降に、①又は②の同種工事の施工実績を有すること。

①光ケーブル敷設工事 ②光ケーブル移設工事

（６）九州地方整備局の管轄区域の内、佐賀県、福岡県又は長崎県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体（経常共同企業体を除く。）で参加資格を満足する者を対象とする。

（７）経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和７年４月１日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和８年３月３１日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

（８）協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．本基本協定に関する手続等

（１）担当部局

〒８４９－０９１８ 佐賀県佐賀市兵庫南２丁目１－３４

国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所

担当：専門官 山口 修一（内線５０２）

電話 ０９５２－４１－８８０１（代表）

FAX ０９５２－４１－８８０２

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1-34
国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所 管理課
- ③ 交付方法 : メールでの交付を原則とするが、FAX又は手渡しによる交付も受け付けるため、
(1) 担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和7年2月12日(水)から令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。
なお、持参する場合は、担当部局(管理課)へ事前に連絡すること。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

(佐賀河川事務所管内における
災害等応急対策コンサルタント業務（測量）に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和7年2月12日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

佐賀河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（測量）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策業務（測量）を行うことを目的とする。

また、佐賀河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

(3) 基本協定区間

佐賀河川事務所管内

(佐賀導水管理区間、嘉瀬川ダム及び嘉瀬川・祇園川管理区間、城原川ダム及び城原川管理区間、佐賀江川管理区間、田手川管理区間)

(4) 基本協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価するものとし、協定締結企業は10社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に測量を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 令和元年度以降に佐賀河川事務所又は武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内における国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
○業務
河川又はダムの測量の業務実績
- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
佐賀県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）を有していること。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。
5 名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。
- (9) 令和元年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が 60 点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 工務課
担当：専門職 松本 安彦
電話 0952 - 41 - 8801 (代表) (内線 310)
Mail matsumoto-y8911@mlit.go.jp
FAX 0952 - 41 - 8802

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。
- ②交付場所：〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 2 階 工務課
- ③交付方法：メールでの交付を原則とするが、FAX 又は手渡しによる交付も受け付けるため、上記（1）担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局(工務課)へ事前に連絡すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

(佐賀河川事務所管内における
災害等応急対策コンサルタント業務（設計・地質調査）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

令和7年2月12日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

佐賀河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（設計・地質調査）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策業務（設計・地質調査）を行うことを目的とする。

また、佐賀河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

(3) 基本協定区間

佐賀河川事務所管内

（佐賀導水管理区間、嘉瀬川ダム及び嘉瀬川・祇園川管理区間、城原川ダム及び城原川管理区間、佐賀江川管理区間、田手川管理区間）

(4) 基本協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価するものとし、協定締結企業は、10社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に設計・地質調査を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格及び令和 7・8 年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
また、土木関係建設コンサルタント業務においては「河川、砂防及び海岸・海洋」部門の登録があること。
- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 令和元年度以降に佐賀河川事務所又は武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内、九州地方整備局管内における国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。
なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
○業務
河川又はダムの設計かつ河川又はダムの地質調査の業務実績
※ただし、同一業務でなくとも可。
- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
佐賀県、福岡県、長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。
2 名以上の技術士（建設部門）又は技術士（応用理学部門〔選択科目：地質〕）を早急に対応させることができること。
- (9) 令和元年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が 60 点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 工務課
担当：専門職 松本 安彦
電話 0952 - 41 - 8801 (代表) (内線 310)
Mail matsumoto-y8911@mlit.go.jp
FAX 0952 - 41 - 8802

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。
- ②交付場所：〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 2 階 工務課
- ③交付方法：メールでの交付を原則とするが、FAX 又は手渡しによる交付も受け付けるため、上記（1）担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局(工務課)へ事前に連絡すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

(佐賀河川事務所管内における
災害等応急対策コンサルタント業務（空中写真測量）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

令和7年2月12日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

佐賀河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（空中写真測量）
に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策業務（空中写真測量）を行うことを目的とする。

また、佐賀河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

(3) 基本協定区間

佐賀河川事務所管内

（佐賀導水管理区間、嘉瀬川ダム及び嘉瀬川・祇園川管理区間、城原川ダム及び城原川管理区間、佐賀江川管理区間、田手川管理区間）

(4) 基本協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価するものとし、協定締結企業は5社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に空中写真測量を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 令和元年度以降に国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
○業務
河川又はダムの空中写真測量の業務実績
- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
佐賀県、福岡県、長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。
5 名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。
- (9) 令和元年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が 60 点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南 2 丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 工務課
担当：専門職 松本 安彦
電話 0952 - 41 - 8801 (代表) (内線 310)
Mail matsumoto-y8911@mlit.go.jp
FAX 0952 - 41 - 8802

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。
- ②交付場所：〒 849 - 0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目 1 番 3 4 号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 2 階 工務課
- ③交付方法：メールでの交付を原則とするが、FAX 又は手渡しによる交付も受け付けるため、(1) 担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 3 月 3 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで
- ②提出場所：上記 (1) に同じ。
- ③提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局(工務課)へ事前に連絡すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

(佐賀河川事務所管内における
災害等応急対策コンサルタント業務（人工衛星撮影・解析）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 1 2 日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所長 古賀 満

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

佐賀河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（人工衛星撮影・解析）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策業務（人工衛星撮影・解析）を行うことを目的とする。

また、佐賀河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

(3) 基本協定区間

佐賀河川事務所管内

（佐賀導水管理区間、嘉瀬川ダム及び嘉瀬川・祇園川管理区間、城原川ダム及び城原川管理区間、佐賀江川管理区間、田手川管理区間）

(4) 基本協定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(5) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価するものとし、協定締結企業は、2 社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に人工衛星撮影・解析を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及

び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格、又は令和 7・8 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

また、土木関係建設コンサルタント業務においては「河川、砂防及び海岸・海洋」部門の登録があること。

- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 令和元年度以降に九州地方整備局管内、又は、日本国内における国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。

なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

○業務

人工衛星 SAR 衛星撮影データ解析の業務実績

- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。

佐賀県、福岡県、長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。

2 名以上の技術士（建設部門）を早急に対応させることができること。

- (9) 令和元年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が 60 点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒 849－0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 工務課
担当：専門職 松本 安彦
電話 0952－41－8801（代表）（内線310）
Mail matsumoto-y8911@mlit.go.jp
FAX 0952－41－8802

（2）技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ②交付場所：〒 849－0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 2階 工務課
- ③交付方法：メールでの交付を原則とするが、FAX又は手渡しによる交付も受け付けるため、上記（1）担当部局へ事前に連絡すること。

（3）協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。
なお、持参する場合は、担当部局（工務課）へ事前に連絡すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。